

古着・古布類

※無色透明袋（45ℓ サイズ以下）で出してください。
※45ℓ 袋に入ってしまはれないものは「粗大ごみ」として出してください。

■衣類

■帯

■靴下

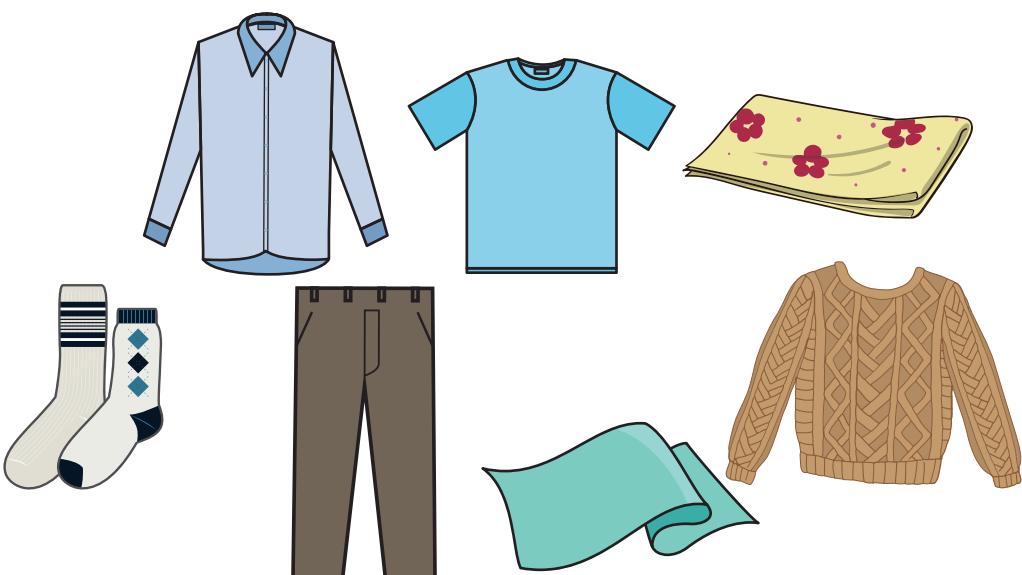
■シーツ

■ジーンズ

■セーター

■タオルケット

■毛布 など



注意点

1

ボタン・ファスナー等
はそのままで

古着・古布についた
ボタン・ファスナー等
はつけたまま出して
ください。

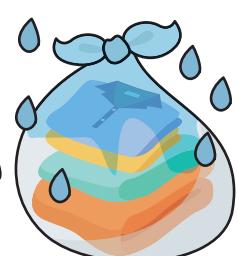


注意点

2

雨の日はご遠慮
ください

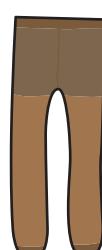
回収日が雨の日は
なるべく排出を
ご遠慮ください。



古着・古布類として出せないもの



濡れたもの、汚れたもの、
ひどく破れたものは
もやすごみ に出して
ください。

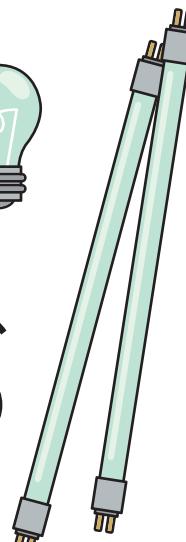
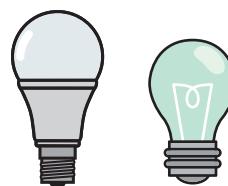
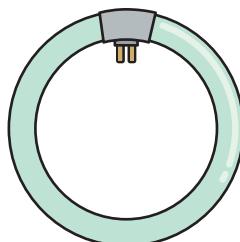


下着・肌着・ストッキング
類は **もやすごみ** に
出してください。

有害ごみ

※回収場所(市役所・地域づくり活動センター等)に設置してある回収ボックスに出してください。

■ 荧光灯

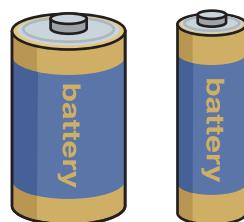
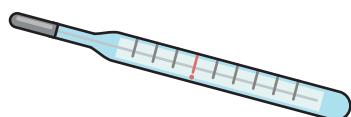


■ LED 球

■ 電球

■ 電池 (マンガン・アルカリ・ボタン型電池、充電式電池(ニカド電池)、リチウムイオン電池)

■ 体温計 (水銀)



注意点

1

蛍光管を出すときには

蛍光管は箱等から出して割れないように入れてください。
割れてしまった蛍光管は袋に入れて出してください。

注意点

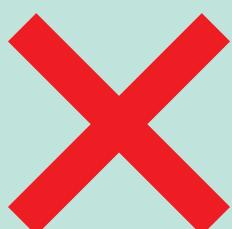
2

電池を出すときには

電池は電極同士が接触すると、発熱・破裂などの恐れがあることから電極にビニールテープ等で貼って絶縁してください。
リチウムイオン電池は他の電池と分けて、袋に入れて出してください。

古着・古布類
P.17

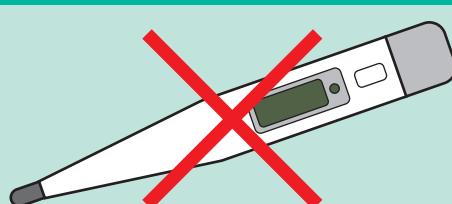
有害ごみ
P.18



有害ごみとして出せないもの

小型家電へ

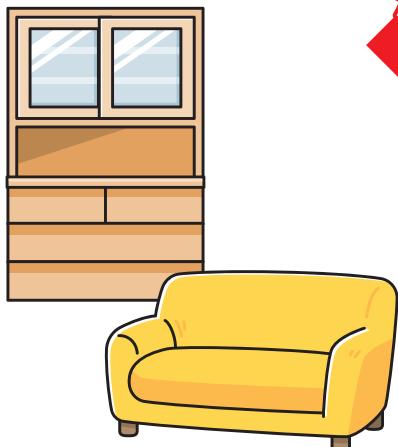
デジタル体温計



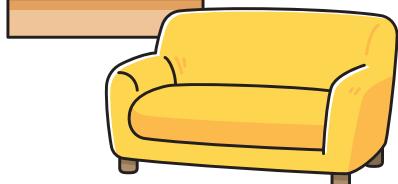
粗大ごみ

※45ℓ サイズの袋に入ってしづれない大きさのものは「粗大ごみ」となります

■机



■タンス



■ソファー

■ベッド

■布団

■自転車 など



注意点

1

粗大ごみを出すときには

粗大ごみは1個あたり
500円の粗大ごみシール
が必要です。市役所
市民課、支所地域生活
課、地域づくり活動セ
ンター等で取り扱って
います。



※直接持ち込みの際には、現金または粗
大ごみシールで支払い可能です。

直接
持ち込み
手数料

軽トラ・乗用車1台…2,000円
1t トラック1台……4,000円
2t トラック1台……8,000円
(※積載量1tにつき4,000円)

注意点

2

直接持ち込みの受付時間

各施設の受付時間は、平日午前9時から午後4時30分までです。
休日の受付時間は以下のとおりです。

	休日受付時間
宇和清掃センター	偶数月第2日曜日 午前8時から午前12時まで
野村クリーンセンター	偶数月第3日曜日 午前8時から午前12時まで
城川清掃センター	5・9・12・3月第2日曜日 午前8時から午前12時まで



粗大ごみとして出せないもの

家電4品目 [テレビ・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機(衣類乾燥機)・エアコン(室外機も含む)] は「粗大ごみ」として出せません。

※詳しくはP.24の「家電リサイクル法について」をご覧ください。

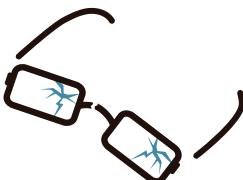
埋立ごみ

※無色透明袋（45ℓ サイズ以下）で出してください。

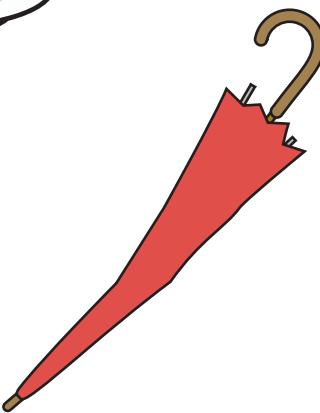
■陶磁器類



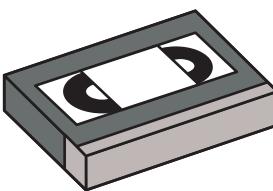
■魔法瓶



■ガスライター



■コップ



■皿

■ガラス類

■めがね

注意点

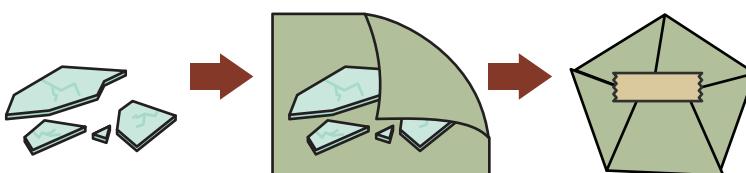
ガラス・陶器などの割れ
やすいものを出すときには

■ビデオテープ

■カセットテープ

■傘 など

ガラス・陶器などの割れやすいものは、
布に包むなどして危なくないように
出してください。



埋立ゴミとして出せないもの

有害ごみへ

電池、蛍光管、電球、体温計（水銀）、
ボタン型電池、充電式（ニカド電池）、
リチウムイオン電池

※詳しくは P.25 からの「ごみ分類辞典」をご覧ください。

粗大ごみ
P.19

埋立ごみ
P.20

災害時のごみ出しについて

大規模災害が生じた場合、まず自分の身（家族）を守る行動が最優先です。災害廃棄物（片付けごみ）については、家屋や地域の安全が確認されてから、仮置場に排出ください。

※二次被害防止のためにも危険家屋には近づかないでください。



注意点

1

ごみの片付けなどが難しいときには

個人でのごみの片付けや運搬が困難な場合、大規模災害では災害救援ボランティア受付窓口（社会福祉協議会）が設置されますので協力を依頼してください。

注意点

2

ごみ出しポイント「分別排出」なぜ？

災害廃棄物を分別していないと、仮置場での受け入れに時間がかかるだけでなく、廃棄物処理業者でも処理が難しくなり、復旧の妨げとなりますので“分別排出”にご協力ください。

- 生ごみなどの「もやすごみ」は、衛生的な観点からも優先的に排出してください。
- 生活するうえで発生したごみは、従来どおり収集しますが集積場所が利用できない場合には、仮置場へ持ち込みいただきます。
- 災害によって発生したごみは、仮置場に排出ください。通常の集積場所へは交通の妨げや周辺環境に影響もあることから排出しないでください。
- 避難所や仮設住宅においても、利用者でごみ分別をお願いします。

注意点

3

災害ごみ分別のポイント

●可燃混合物

分別できない可燃系の廃棄物（衣類や布・プラ類・紙類等・小さな木片等）

●不燃物・粗大ごみ

- ① 金属類（缶類・サッシ類）
- ② 家電四品目（テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン）
(注) 冷蔵庫等の中身は可燃ごみ等で排出処分しましょう。
- ③ 木材（廃材・木質の家具類）
- ④ がれき土砂（ごみ混じり）家屋内に限る（但し、被害の規模により宅地内）
- ⑤ 危険物（プロパンガス・ガスボンベ・スプレー缶）
- ⑥ 処理困難物（タイヤ・消火器・畳）
- ⑦ 石膏ボード
- ⑧ アスベスト（スレート）
- ⑨ 有害物（蛍光管・乾電池・水銀類）
- ⑩ 埋立物（陶器・ガラス・プラスチック類・コンクリート混合物）

注意点

4

ごみの運搬について

発災後のごみの運搬については、個人で対応することが困難であることから、地域の方々のご協力をお願いします。その際、「仮置場」についても周知させていただきますので、道路が復旧し安全が確保されてから、決められた「仮置場」へ持ち込みください。



災害時の
ごみだし
P.21-22

「ふれあい収集事業」について

ごみを集積場所まで排出することが困難な方を支援するため、自宅にお伺いして収集する「ふれあい収集事業」を実施しています。収集は週1回で1回あたり100円の手数料がかかります。

(対象) 支援や介護が必要な高齢者や障がいのある方で、親族や近所などから支援が受けられず、ご自分でごみを排出することが困難な次に該当する方

- 支援や介護を要する高齢者または障がい者の単身世帯

- 支援や介護を要する高齢者または障がい者のみで構成される世帯

(収集できないもの) · 粗大ごみ (45ℓ サイズの袋に入ってしばれないもの)
· テレビ、冷蔵庫などの家電リサイクル法対象品目
· パソコン など



(申込方法) 申請書類を環境衛生課または支所地域生活課へ提出いただけます。※本人の同意があれば、親族やケアマネジャーなどの代理人による申請も可能です。

「使用済み小型家電」の拠点回収について

リサイクル推進のため、通常の収集だけでなく「使用済み小型家電」の拠点回収を実施しています。回収された小型家電は、民間事業者により金属やプラスチックなどの資源としてリサイクルされます。

(注意事項) · 回収ボックスの投入口 (18cm×30cm) に入るものに限ります。
· 個人情報を含んだものは必ずデータを消して入れてください。
· 電池および電球は外して投入してください。
· 一度ボックスに投入したものは返却できません。

(回収時間) 平日午前8時30分から午後5時15分まで
(土日祝日・年末年始は閉庁)

(回収場所) · 西予市役所1階ロビー · 明浜支所1階正面玄関
· 野村支所1階屋内階段横 · 城川支所1階正面玄関
· 三瓶支所1階ロビー



「使用済みインクカートリッジ・ハブラシ」の拠点回収について

使用済みインクカートリッジは「埋立ごみ」、「ハブラシ」は「その他プラスチック類」として収集していますが、資源の有効活用の観点から拠点回収を実施しています。回収されたインクカートリッジは、インクの充填などにより再利用されるほか、インクカートリッジ・ハブラシともにプラスチック資源として活用されます。

(回収対象) 【インクカートリッジ】メーカー問わず回収できます。

【ハブラシ】プラスチックハブラシ

※ 使い捨てハブラシ・電動ハブラシ・天然毛ハブラシなどは対象外です。

※ 掃除に使用していても大丈夫ですが乾燥させてください。

(回収時間) 平日午前8時30分から午後5時15分まで
(土日祝日・年末年始は閉庁)

(回収場所) · 西予市役所1階ロビー · 明浜支所1階正面玄関
· 野村支所1階屋内階段横 · 城川支所1階正面玄関
· 三瓶支所1階ロビー

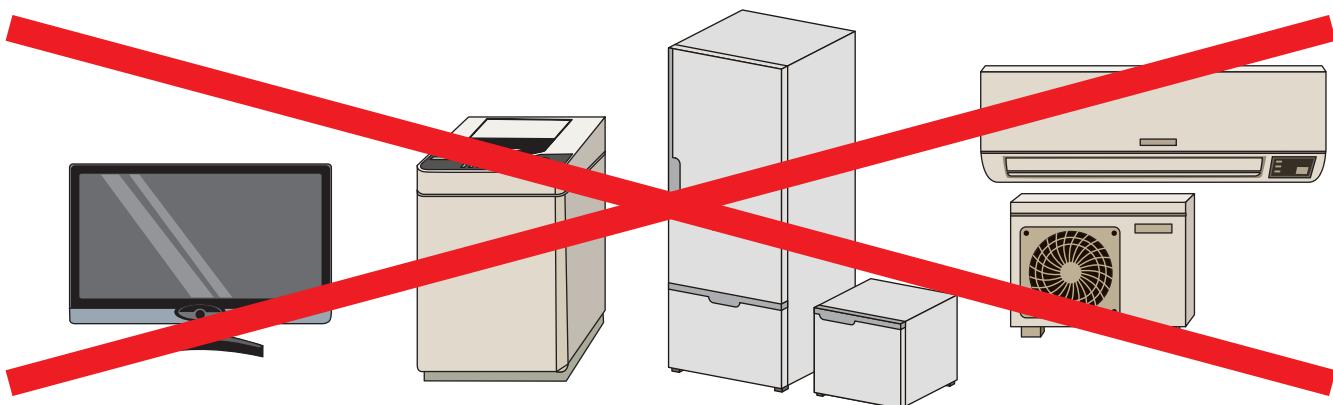


家電リサイクル法について

テレビ・冷蔵庫(冷凍庫)・洗濯機(衣類乾燥機)・エアコン(室外機も含む)の収集は行っていません。

注意

家電四品目を回収し、「不法投棄」する事例が多発しています。
このような違法業者を利用しないでください。



平成13年4月1日から

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）が施行されています。この法律は家電製品のリサイクルを義務づけることで廃棄物を減らし、資源循環型社会を目指すものです。テレビ（有機ELテレビ）も令和6年4月1日より家電リサイクル法の対象品目となりました。

対象となる家電製品

エアコン（室外機含む）、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ・有機EL式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

処理の方法

不要になった家電を購入した店、買い替えをする店などの家電製品小売店に引き取りを依頼してください。

- 家電リサイクルの詳細については、「家電リサイクル券センター」のホームページを参照ください。
ホームページ → <http://www.rkc.aeha.or.jp>
- お近くの郵便局（一部の簡易郵便局を除く）でリサイクル料金を支払い、市の中間処理施設に持ち込むこともできます。その際、処理手数料として機器1台あたり2,000円が必要となります。
なお、持ち込まれた機器とリサイクル券に誤りがないか確認させていただきますので、リサイクル券は貼らずに持ち込みください。